

令和7年度 花巻市立湯口中学校「いじめ防止基本方針」

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命及び心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他の問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義 *いじめ防止対策推進法第2条関係（「児童生徒」を「生徒」と表記）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

*具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を強要される
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき行為と認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような行為は、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめられた生徒の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは、一定の人間関係にある生徒同士の間で行われるため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように保護者や関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 保護者や地域住民、関係機関との連携を図り、いじめの防止について生徒が自主的・主体的に

行う活動に対して支援を行う。

- (3) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳や学級活動などの時間を利用し、「いじめ防止キャンペーン」を展開する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 *同第 22 条関係

- (1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

構成員

校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 学年主任 スクールカウンセラー

- (2) 「いじめ防止対策委員会」は、月 1 回を定例会とし、各学年主任から生徒の様子、報告、スクールカウンセラーの分析及び助言を受け、生徒の実態把握に努める。また、いじめ事案発生時等は、定例会とは別に臨時に開催し、情報の迅速な共有を図るとともに、いじめの認定に係る判断を行う。同時に、関係する生徒への聴取やアンケート調査等による事実関係の把握、個別面談の必要性の有無など、今後の方向性について検討する。(第 23 条関係)
- (3) 重大事態及び重大事態と同種の事態が発生した場合には、市教育委員会と情報を共有し、「いじめ防止対策委員会」によるアンケート調査や個別面談等の聞き取りを行い、事実関係を明確にしていく。

3 教職員研修 *第 18 条関係

- (1) いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質の向上に努める。
- (2) いじめの問題に関わる校内研修会年 1 回 (Q U 検査に係る校内研修会)
- (3) 学期反省による自己診断 年 2 回 (7 月・12 月)

Ⅲ いじめの早期発見の在り方 *第 16 条関係

- 1 いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査等、必要な措置を実施する。
＜いじめ防止のための年間計画・フロー参照＞
- (1) 生徒に対しては、定期的に「セルフチェック」を行い、自分の生活を振り返る。
- (2) 保護者に対しては、生徒の家庭生活に関するアンケート「見守りシート」を依頼し、情報の収集と支援に努める。
- (3) いじめ調査のうち 1 回は 6 月 1 日 (花巻市いじめ防止を考える日) に行う。
- (4) 生徒会では「いじめ防止集会」「I Love People」キャンペーンを行う。
- 2 いじめの調査実施後、面談を速やかに実施する。＜いじめ防止のための年間計画・フロー図参照＞
- 3 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を図る。

Ⅳ いじめに対する措置

- 1 いじめに対する学校としての措置
- (1) いじめにかかる相談を受けた場合は、速やかに事実関係の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒などが安心して教育を受けられるための必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

2 ネットいじめへの対応

(1) インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、効果的な対処ができるために必要な啓発活動として、外部講師を招き携帯電話やインターネット等の情報モラル教育について、生徒や保護者とともに学習する。

(2) ネット上のいじめは、学校内だけでは解決できないこともあるため、必要に応じて警察などの関係機関と連携して対処する。

V 重大事態への対処

生命や心身、財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- 1 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 2 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3 上記組織を中心として、当該関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

VI 学校評価

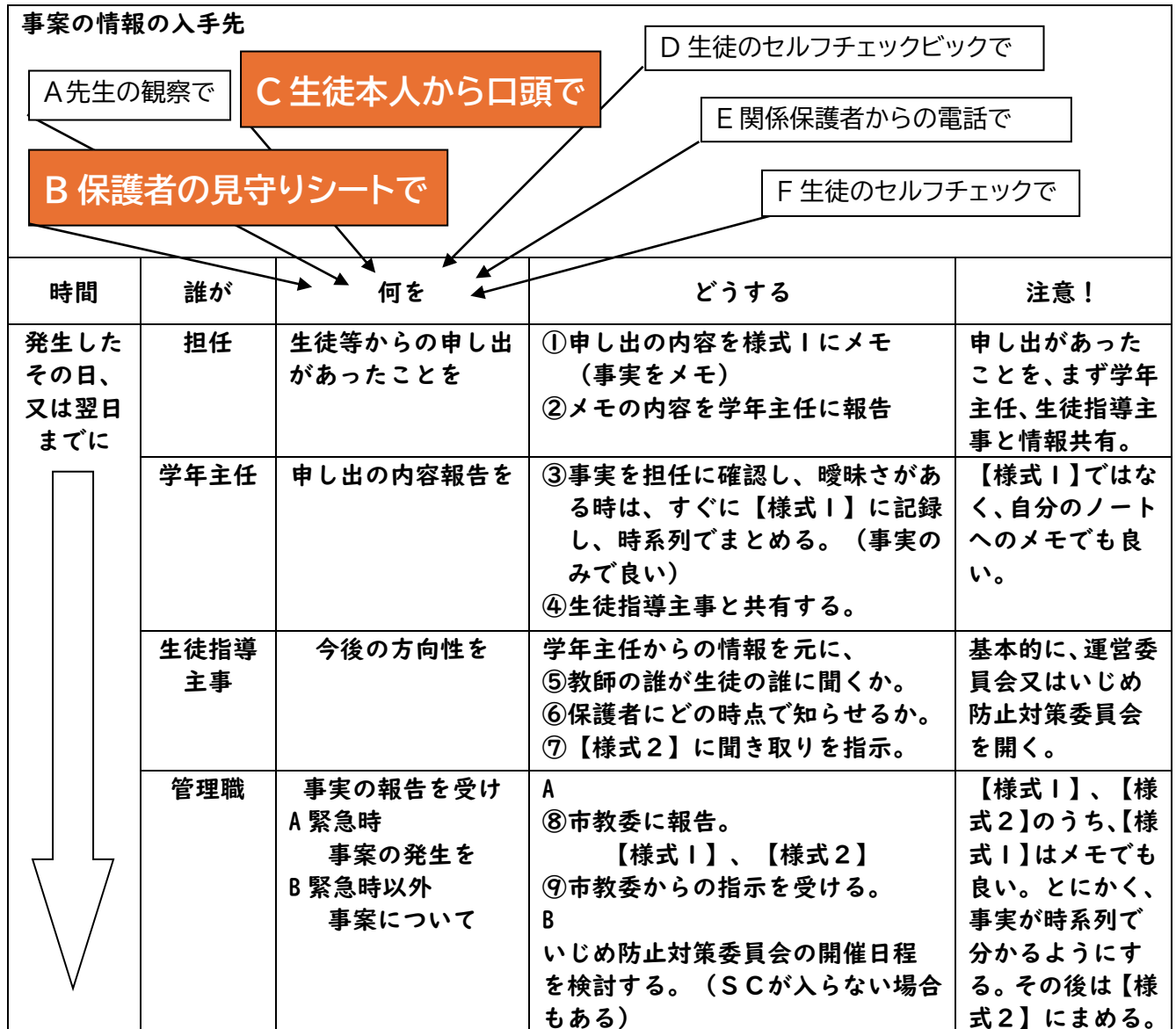
いじめを隠蔽せず、実態把握及び措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

項目	内 容	評価
1	いじめの未然防止に関する取組を行ったか。	
2	いじめの早期発見に関する取組を行ったか。	

いじめ防止のための年間計画

月	行事等	道 徳	生徒会活動	教育相談関連	研修関連
4	始業式・入学式 学級学年びらき	1～3 向上心・個性の伸長	生徒会オリエンテーション	セルフチェック①	いじめ防止基本方針の確認
5	体育祭	1 相互理解 2 公平公正 3 社会正義	体育祭	教育相談① セルフチェック②	通年での取組みとして、生徒指導提要、岩手モデルを用いた研修(主に、職員朝会を活用)
6	市中総体	2 友情・信頼 3 感謝	いじめ防止集会① I love People キャンペーン	セルフチェックピック① 見守りシート①	Q-Uの実施
7		3 友情信頼	まとめ集会	教育相談② セルフチェック③	
8		2 公德心	市中陸上の応援練習	セルフチェック④	Q-Uの結果分析等研修会
9	市新人戦	1 友情・信頼 3 生命の尊さ		セルフチェック⑤ こころと体の健康観察 (SC と共同心理教室)	
10	若杉祭	1 友情・信頼	生徒会役員選挙 若杉祭	セルフチェック⑥	
11		1 公平公正	いじめ防止集会②	教育相談(全員) セルフチェックピック② 見守りシート②	
12		1 思いやり 3 公平公正	まとめ集会 リーダー研修会	セルフチェック⑦ 教育相談③	「いじめ防止基本方針」の見直し等検討(いじめ防止対策委員会・運営委員会)
1		2 思いやり 3 相互理解		セルフチェック⑧	
2		2 生命の尊さ		セルフチェックピック③	
3	卒業式・修了式		3年生を送る会	セルフチェック⑨	次年度の「いじめ防止基本方針」の決定(運営委員会)

いじめ発生時（申し出時）後のフロー図



様式1、2の作成を待って発生時の翌日以降	いじめ防止対策委員会	事案について	①【様式2】を元に、いじめ認定の判断を行う。 ②今後の対応の方向性を確認する ③（必要に応じて）市教委等と情報共有する。 ④定例の報告書にていじめ事案の内容について報告する。	
		いじめの解消を	①生徒指導主事が、担任又は学年主任にいじめの解消について対象者への確認を促す。 ②担任又は学年主任が、本人や保護者にいじめの解消について確認する。	